



ひとり親家庭の しおり

ひとり親家庭のお子さんがすこやかに成長し、お母さん、お父さんも安定した生活を送れるよう県・市町村等が行っている各種支援策をまとめました



相談の窓口について

支援員や 福祉事務所	ひとり親家庭の方の総合的な相談窓口 (母子・父子自立支援員)	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、生活や仕事、子育てなどの生活一般について、母子・父子自立支援員が相談に応じます。 問 ●市町村 福祉事務所 ●三朝町・大山町の方 県民福祉局
	生活や福祉全般に関する地域の相談相手 (民生委員・児童委員)	生活や福祉全般に関して、住民の視点で相談や支援を行っています。 問 ●各地域の民生委員・児童委員 (わからない場合は福祉事務所まで)
	福祉全般に関する相談窓口 (福祉事務所)	生活に困った方や子育て中の方、高齢の方、障がいのある方などの福祉全般に関する相談や支援を行っています。 問 ●市町村 福祉事務所 ●三朝町・大山町の方 県民福祉局
	ひとり親家庭の方に寄り添う相談窓口 (ひとり親家庭相談支援センター)	ひとり親の方を対象に、生活や仕事、子育てなどの生活一般について、県内3カ所の県立ハローワーク内に設置した「ひとり親家庭相談支援センター」で相談員が相談に応じ、適切な支援先に繋がります。 県立鳥取ハローワーク内 毎週土曜日 14:15~18:15 県立倉吉ハローワーク内 第2・4土曜日 14:15~18:15 県立米子ハローワーク内 毎週水・土曜日 14:15~18:15 問 ●ひとり親家庭相談支援センター 電話：080-7508-4231

手当や給付金、助成、貸付金について

手 当	児童手当 要申請 所得制限あり	中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。
	児童扶養手当 要申請 所得制限あり	児童が18歳になった後の最初の3月(中程度以上の障がいがある場合は20歳)まで、母子・父子家庭の方などに手当が支給されます。ただし、公的年金受給者は、手当額との併給調整があります。
	特別児童扶養手当 要申請 所得制限あり	精神・知的・身体障がいなどが中程度以上で、20歳未満の児童を養育する方に手当が支給されます。 問 市役所、町村役場
就 業 支 援	自立支援教育訓練給付金 要申請 所得制限あり	母子・父子家庭の父母の方が、職業能力の開発のための教育訓練(雇用保険制度などの指定講座)を受講※した場合、受講料の一部を支給します。 ※受講前の申請が必要です。
	高等職業訓練促進給付金 要申請 所得制限あり	母子・父子家庭の父母の方が看護師、介護福祉士、保育士、調理師などの資格を取得するため、養成機関で1年以上修業をする場合、給付金を支給します。 ※令和5年度のみ、6月以上の修業も対象となります。
	高等職業訓練促進資金貸付事業 要申請 所得制限あり	高等職業訓練促進給付金の受給者に対する貸付(入学準備金、就職準備金)及び住宅支援貸付(R4.5~)を行っています。(事業実施主体：鳥取県社会福祉協議会) ※一定の条件を満たすことで返還債務が免除されることがあります。
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 要申請 所得制限あり	母子家庭の母、父子家庭の父またはひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合に、対象講座の受講料の一部を支給します。
	自立支援プログラム策定事業 要申請 所得制限あり	自立を目指すひとり親の個々のニーズに応じた子育て・生活支援や就労支援の支援メニューを組み合わせたプログラムの策定等を行います。(R4.5~)
	問 ●市町村 福祉事務所 (未実施の場合があります) ●三朝町・大山町の方 県民福祉局	
	ひとり親家庭就業支援講習会 (パソコン講習会)	就労に有利なエクセルの知識や技能を習得するための講習会(初級コース・中級コース)を県内3カ所で実施します。託児サービスも利用いただけます。 問 鳥取県母子寡婦福祉連合会
生 活 に 関する貸付	生活福祉資金 要申請 所得制限あり	低所得世帯、障がいのある方や介助が必要な高齢の方がいる世帯の方が、安定した生活を送るための資金の貸付制度があります。 問 ●各地域の民生委員・児童委員 (わからない場合は福祉事務所まで) ●各市町村の社会福祉協議会
	母子父子寡婦福祉資金 要申請 一部所得制限あり	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や生活の安定・向上のための資金の貸付制度があります。 問 ●市町村 福祉事務所 ●三朝町・大山町の方 県民福祉局

お子さんの教育費について

就学援助制	義務教育就学援助 要申請 所得制限あり	お子さんが経済的な理由で小・中学校への就学が困難な場合、学用品などの費用が支給されます。 問 市町村教育委員会、または在学する学校
	高等学校等就学支援金（授業料の支援） 要申請 所得制限あり	県立高校や私立高校に在学する方で、保護者の市町村民税が一定額未満の場合、就学支援金が支給されます。私立高校の在学学生は、保護者の所得により支給上限額が異なります。 問 ●在学する学校
	高校生等奨学給付金 要申請 所得制限あり	生活保護を受けているか、市町村民税の所得割が非課税で、高校生等がいる世帯を対象に、授業料以外の教育費について、奨学給付金を支給します。 問 ●在学する学校 ●県外学校に在学する生徒 県育英奨学室
	私立中学校就学支援金（授業料・その他納付金の支援） 要申請 所得制限あり	私立中学に在学する方で、保護者の市町村民税が一定額未満の場合、私立中学校就学支援金が支給されます。 問 ●在学する学校
	私立高等学校等生徒への学びの応援事業（授業料・その他納付金の支援） 要申請 所得制限あり	私立高等学校等に通学する生徒の授業料等の保護者負担額について、就学支援金制度に加えて、世帯収入に応じた補助を行います。 問 ●在学する学校
就学に関する貸付	鳥取県育英奨学資金 要申請 所得制限あり	県内に住所を有する方のお子さん等で、世帯の所得が一定の基準以下であり、他の奨学金やより貸与上限が有利なほかの奨学金を受けないこと、高等学校2年在学時の学業成績の平均値が3.0以上（大学のみ）であること等の条件を満たす方に、奨学金の貸付けを行っています。 問 ●大学等奨学金 県育英奨学室 ●高校等奨学金 在学する学校
	母子父子寡婦福祉資金（修学資金・就学支度資金） 要申請 一部所得制限あり	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や子どもの修学のための資金の貸付制度があります。 お問合せ ●市町村 福祉事務所 ●三朝町・大山町の方 県民福祉局

暮らしについて

日常生活の支援	家庭生活支援員の派遣 要申請 所得制限あり	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、一時的な病気などで家事や育児などに困ったときに、家庭生活支援員を派遣制度があります。 ※所得によって一部有償になることがあります。 問 市町村のひとり親福祉担当窓口
	母子生活支援施設 要申請	18歳未満のお子さんを養育し支援を必要とする母子家庭の方を対象に、親子で入所し、自立のための生活支援を受けることができる施設があります。 問 ●市町村 福祉事務所 ●三朝町・大山町の方 県民福祉局
住まい	公営住宅の優先入居 要申請 所得制限あり	県営住宅や一部の市町村住宅では、母子・父子世帯や子育て世帯等の方について、優先入居制度を設けています。 問 ●市町村営住宅 市町村役場 ●県営住宅：県住宅供給公社
	あんしん賃貸支援事業	住宅の確保に配慮を要する方の入居を支援する不動産店や住宅を登録し、情報提供しています。専任相談員（あんしん賃貸相談員）による入居に関する相談を受け付けています。 問 鳥取県居住支援協議会事務局（県宅地建物取引業協会内）

医療費について

医療費助成制度	ひとり親家庭特別医療費助成 要申請 所得制限あり	母子・父子家庭の方などが医療機関で受診した場合、窓口で支払う保健診療の自己負担分の一部を助成します。 ※お子さんの医療費は、小児特別医療で助成される場合があります。
	小児特別医療費 要申請	18歳になった後の最初の3月までの児童が医療機関で受診した場合、窓口で支払う保健診療の自己負担分の一部を助成します。 問 市役所、町村役場

生活保護・年金について

生活保護	生活保護制度 要申請 所得制限あり	病気や事故、失業などで生活に困ったとき、その状況に応じて必要な各種の保護を受けることができます。支給される保護費の内容は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助などです。 問 ●市町村 福祉事務所 ●三朝町・大山町の方 県民福祉局
	遺族年金 要申請	配偶者が死亡したとき、その方によって生計を支えられていた妻や夫、または子に年金が支給されます。加入していた年金の種類により、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金などの種類があります。
年金	寡婦年金・死亡一時金 要申請	国民年金保険料を25年以上納めた（納付免除期限を含む）夫が、老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合、妻に60歳から65歳の間、寡婦年金が支給されます。また、保険料を3年以上納めた方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合、死亡一時金が支給されます。
	国民年金保険料の免除 要申請 所得制限あり	所得が少なく保険料の納付が困難な場合、申請により一定の基準のもとに保険料の支払いが免除されます。
	問 市役所、町村役場、または年金事務所	

その他の制度について

お仕事を 探すとき	JR定期乗車券の 購入時の割引 要申請	児童扶養手当を受給している世帯の方や、生活保護世帯の方がJR通勤定期券を購入する場合、3割引となります。 問 市役所・町村役場（児童扶養手当担当課）
	税の減免 要申請 所得制限あり	お子さんと生計を同じくしているひとり親の方や寡婦の方は、所得税や住民税の控除を受けられる場合があります。 問 ●所得税 各税務署 ●市町村民税 市役所・町村役場（税務担当課）
	非課税貯蓄制度 要申請	遺族基礎年金、児童扶養手当などを受給している方は、預貯金などの利子が一定の範囲で非課税になります。 問 各金融機関
	ハローワーク （公共職業安定所）	仕事と子育てを両立しながら就職を希望されている方の相談窓口となる「マザーズコーナー」が設置されています。（※根雨出張所にはありません） 問 鳥取・倉吉・米子・根雨の各公共職業安定所
	鳥取県立ハローワーク	県内5か所（鳥取・八頭・倉吉・米子・境港）で職業相談から職業紹介（八頭は職業紹介を「ふるさとハローワーク八頭」で実施）まできめ細やかにサポート。鳥取・倉吉・米子では、女性活躍サポートコーナーを設け、働く女性の活躍と家庭と両立しながら能力を發揮したい女性の就職を支援します。 問 各県立ハローワーク
お子さんを 預けたいとき	一時預かり	パートタイムなどの就労形態や、保護者の病気、冠婚葬祭、学校行事への参加等の理由で一時的に保育ができない場合に、保育所や認定こども園などで一時的に保育を行います。
	ショートステイ	保護者の病気や、出産、家族の看護、冠婚葬祭、事故、出張等で数日間をわたって子どもの保育ができないとき、児童養護施設、乳児院等に宿泊を含めて子どもを預けることができます。
	トワイライトステイ	保護者の残業などで帰宅が恒常的に夜間になる場合、午後6時頃から10時頃まで児童養護施設、乳児院等で子どもを預かり、夕食を提供します。
	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしたい人のネットワークを作り、地域の中で子育てについて助け合う組織です。決められた利用料で保育所へのお迎えや一時的な預かり等のサポートが受けられます。
	病児・病後児保育	病院や保育所等に付設されたスペースで病気や、病気の回復期にある子どもの保育や看護を行います。
	問 市役所、町村役場※	※市町村によって実施していない場合があります。

困ったときの相談窓口

福祉事務所	住所	電話	ファクシミリ
■鳥取市こども未来課	鳥取市幸町71番地	0857-30-8239	0857-20-3907
■米子市こども支援課	米子市錦町1丁目139番地3	0859-23-5135	0859-23-5137
■倉吉市子ども家庭課	倉吉市堺町2丁目253-1	0858-22-8220	0858-22-8135
■境港市子育て支援課	境港市上道町3000	0859-47-1077	0859-47-1112
■岩美町子ども未来課	岩美町浦富675番地1	0857-73-1424	0857-73-1583
■若桜町町民福祉課	若桜町若桜801-5	0858-82-2232	0858-82-0134
■智頭町福祉事務所	智頭町智頭1875	0858-75-4102	0858-75-4110
■八頭町福祉課	八頭町宮谷254番地1	0858-72-3583	0858-72-3565
■湯梨浜町総合福祉課	湯梨浜町大字久留19-1	0858-35-5373	0858-35-5376
■琴浦町福祉あんしん課	琴浦町徳万591-2	0858-52-1715	0858-52-1524
■北栄町福祉課	北栄町由良宿423-1	0858-37-5852	0858-37-5339
■日吉津村福祉保健課	日吉津村日吉津872-15	0859-27-5952	0859-27-0903
■南部町福祉事務所	南部町倭482	0859-66-5522	0859-66-5523
■伯耆町福祉課	伯耆町吉長37番地3	0859-68-5534	0859-68-3866
■日南町福祉保健課	日南町生山511-5	0859-82-0374	0859-82-1027
■日野町健康福祉課	日野町根雨101	0859-72-0334	0859-72-1484
■江府町福祉事務所	江府町江尾1717番地1	0859-75-3223	0859-75-2389
(三朝町にお住まいの方)			
■中部総合事務所県民福祉局 地域福祉課ひとり親担当	倉吉市東巖城町2	0858-23-3126	0858-23-4803
(大山町にお住まいの方)			
■西部総合事務所県民福祉局 地域福祉課ひとり親担当	米子市糺町1丁目160	0859-31-9308	0859-34-1392

母子会

- 鳥取県母子寡婦福祉連合会 鳥取市伏野1729-5 0857-59-6344
(鳥取県社会福祉協議会内)

市町村ごとに母子会があり、母子家庭のお母さんや寡婦の方たちが自主的に交流や親睦の事業を行っています。また、全県組織として「一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会」があります。



制度の詳細・最新情報やイベント情報などを知りたいときは

鳥取県ひとり親家庭等支援サイト <https://www.tori-hitorioya.com>

アクセス方法

パソコンから

鳥取県 ひとり親

検索

スマートフォンから

右のQRコードを
読み取ってください



鳥取県が開設しているひとり親のためのポータルサイトです。最新情報やイベント情報を随時お届けする便利なメールマガジンの登録も当サイトからできます。



鳥取県

子ども家庭部家庭支援課 家庭福祉担当

〒680-8570 鳥取市東町1-220 電話 0857-26-7869 ファクシミリ : 0857-26-7863